

東海市告示第63号

令和7年度東海市地域支えあい体制づくり事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花田勝重

令和7年度東海市地域支えあい体制づくり事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市地域支えあい体制づくり事業に基づく事業として、市内で隣保活動、高齢者福祉に資する活動等別表第1に定める事業（以下「地域支えあい活動」という。）を実施する登録団体に対し、交付金を支給することにより、当該団体の活動の活性化及び負担の軽減を図るとともに、高齢者の見守り、交流・健康づくり、生きがい創出、生活支援等の地域福祉活動が実践されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(対象団体)

第2条 交付金の支給の対象となる団体は、地域支えあい活動を実施する東海市地域支えあい活動登録団体（以下「対象団体」という。）とする。

(交付金交付対象事業)

第3条 交付金は、地域支えあい活動のうち、別表第2に定める基準を満たした活動に対し交付する。

(交付金の額)

第4条 交付金は、予算で定める額の範囲内で、対象団体に対し、別表第1に定める交付金額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を支給するものとする。

(交付金の使途)

第5条 交付金は、地域支えあい活動の活動費に充てるものとする。

(交付金の支給申請)

第6条 対象団体を代表する者（以下「代表者」という。）は、交付金の支給を受けようとするときは、地域支えあい活動を開始する日（令和6年度以前に対象団体となった団体にあっては、令和7年6月30日）までに交付金支給申請書に事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付金の支給の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付金の額を決定し、その旨を代表者に通知する。

（支払）

第8条 市長は、代表者からの請求に基づき、請求書の受付をした日から30日以内に支払うものとする。

（実績報告）

第9条 代表者は、令和8年3月31日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出ができないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した代表者は、その内容に従い地域支えあい活動を完了したときを除き、当該年度終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（交付金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は支給決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 対象団体が廃止又は休止となったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第1条、第4条関係）

| 団体の区分 | 事業 | 交付金額 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 令和6年度又は 令和7年度に対 象団体となつた 団体 | 隣保活動等による地域の見守り | 事業の実施に要する額 の合計額（その額が3 0万円を超える場合 は、30万円） |
| | ボランティア等による日常生活の 援助 | |
| | サロンの実施等による外出の機会 及び住民同士の交流の場の創出 | |
| | 市長が認める地域の高齢者福祉に 資する活動 | |
| 令和5年度以前 に対象団体となつた 団体 | 隣保活動等による地域の見守り | 事業の実施に要する額 (その額が6万円を超 える場合は、6万円) |
| | ボランティア等による日常生活の 援助 | 事業の実施に要する額 (その額が6万円を超 える場合は、6万円) |
| | サロンの実施等による外出の機会 及び住民同士の交流の場の創出 | 事業の実施に要する額 の合計額（その額が1 0万円を超える場合 は、10万円） |
| | 市長が認める地域の高齢者福祉に 資する活動 | |

別表第2（第3条関係）

| 事業 | 基準 |
|-----------------------------------|------------------|
| 隣保活動等による地域の見守り | 月に1回以上事業を実施すること。 |
| ボランティア等による日常生活の 援助 | |
| サロンの実施等による外出の機会 及び住民同士の交流の場の創出 | 年に4回以上事業を開催すること。 |
| 市長が認める地域の高齢者福祉に 資する活動 | |